別表第2

○専用部分○

場所	修繕等の内容
玄 関	 ドア、クローザー、錠の補修 吊戸棚、物置、下駄箱の補修 傘立、室名札、帽子掛、郵便受、レバーストッパー、カーテンレール、の補修
台 所	1. 流し台、コンロ台、戸棚類、防虫網の補修 2. 水道蛇口(混合水栓を除く)パッキン、流し台のワントラップのワン、 排水目皿、ガスコック、換気扇(ダクトのあるものは除く)の補修
	1. 洗面化粧台 (洗面器を含む)、トラップ、洗濯機防水パン、換気扇 (ダクトのあるものは除く)の補修
	2. 給湯器、風呂釜の補修(ただし、専門業者による施工 を要するバーナ
浴室	一、熱交換器、その他基幹部品の取替えを除く。)
洗面所	3. 浴槽及び付属品の補修
	4. すのこ、排水トラップのワン、排水目皿、シャワーヘッド、ガスコッ
	ク、排筒附属部品、水道蛇口、タオル掛、カーテンレール等の補修
	5. ドアノブ等の建具附属品の補修
居室	1. ドア・クローザー、カーテンレール、ガスコックの補修
トイレ	1. 便器、便座等、換気扇(ダクトのあるものは除く)の補修
	2. ロータンクの部品、ペーパーホルダー、扉の蝶番、錠等の補修
	1. ブザー、チャイム、インターホンの補修
	2. アンテナ、配線、部品等の補修
電気設備	3. 各種スイッチ、プレート、コンセント、グローブ、ローゼット、支持金
	具の補修
	4. 居室以外の照明装置(直付)の補修
	5. 電球・蛍光灯等の部品の取替及び補修

場所	修繕等の内容
その他	1. 物置の錠、棚板、水道管の保温巻(地下埋設分を除く)、各種器具類の補修 2. 壁、天井の塗替え、壁クロスの張替え(原則として一面単位とする。パテ埋め等の下地処理を含む。塗装皮膜のひび割れ、浮き、剥離並びに結露、風通不足によるカビ等。) 3. 本校が設置した網戸の網、その他建具付属器具類(把手、引手、鍵、蝶番、戸車)の補修 4. ガラスの入替え及びパテ(ゴムパテを含む)の詰替え 5. 床の補修 6. 上記に例示したものの他、上記に類似する軽微な補修及び部品等の取替え(通常の使用による摩耗、経年による老朽化等) 7. 入居者の不注意、管理不充分による損傷等の修繕

◇共用部分◇

修繕等の内容

- 1. 自転車置場、外灯等の定期的な塗装、電球、カバーの補修
- 2. 集合郵便受、掲示板及び案内板の補修
- 3. 共聴アンテナ、配線、部品等の補修
- 4. 給排水施設、外灯、階段灯、廊下灯の電気料等
- 5. 共同水栓、浄化槽の補水等の水道料
- 6. 受水槽、高置水槽、揚水ポンプ及び屋内外の給水管にかかる日常点検、調整等の費用
- 7. 浄化槽及び屋内外の汚水管、雑配水管にかかる点検、調整、薬剤投入、清掃等の費用
- 8. 除草費用
- 9. 消火器の点検、及び薬液取替え等の費用
- 10. その他軽微な補修と担当職員が判断したもの